

バス運賃値上げに際して、運転手の確保やバスの減便等を復活させる施策の実施を求める陳情

令和6年1月29日 受理 総務委員会
令和6年1月30日 付託

提出者

札幌市南区

真駒内駅の地下鉄最終便に接続する
バスの復活を求める会

代表 小林 久公

署名者 1,019人

(要 旨)

札幌市がバス運賃の値上げを実施するに際し、次の施策を行うことを札幌市に求めてください。

1. バス運転手の確保策や短縮した路線の復活、最終便など減便されたバス便の復活など行うこと。
2. バス運賃の値上げを実施するに際し、特区運賃と対キロ運賃の格差是正も同時に行うこと。
3. バス運賃の値上げを実施するに際し、以下の利用者の負担軽減策を実施すること。
 - ① 初乗り料金の二重払いを改善するためにバス間での乗継割引を行うこと。
 - ② ICカード「SAPICA」の付与ポイントを以前の10%に戻すこと。
4. バス運賃値上げが実施される2024年12月までに、道路運送法第9条に基づく公聴会を開催するとともに、利用者の意見を反映させるための措置として、各行政区において利用者と札幌市とバス事業者の3者による対話集会やタウンミーティングを開催すること。
5. 協議運賃の値上の実施に当たっては、札幌市議会の同意を得ること。

(理 由)

2024年1月24日に開催された札幌市公共交通協議会で、札幌市は、2024年12月1日から特区区間のバス運賃を30円値上げすることになりました。

上記の札幌市公共交通協議会とは、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(第6条)等に基づき昨年1月に設立された法定協議会で、市議会に諮ることなく決定し執行する権限を持っており、本年秋を目途に「札幌市の公共交通計画」を策定し、その後も計画の推進を担うための法定協議会です。

また、「道路運送法」(第9条)に基づくバス運賃改定のための協議会も法定協議会で、市議会に諮ることなく決定する権限を持つものですが、官と民が合意して値上げを決めることとなり、独占禁止法の談合とならないための配慮が求められています。

- (1) 2023年春に札幌市が実施した「市民意見調査」には、バス利用者から1千件を超える意見が寄せられ、「バス路線を充実してほしい」、「減ったバスの便数を回復してほしい」、「無くなった地下鉄最終便に接続するバスを復活してほしい」などの切実な声が多くありました。
- (2) 札幌市は、この度のバス運賃の値上げが「運転手の待遇や労働環境の改善につながる収支改善を実現する」と説明しています。これまでバス会社が、収支改善のためにコスト削減に努力し、バス運転手の賃金上昇を抑え、いわゆる合理化に取り組んできたことが、運転手の低賃金と長時間労働となり、運転手不足を生み出す原因となっています。運転手の確保のためにはこの原因をなくさなければなりません。

(裏面に続く)

公共交通としての路線バスの維持のための値上げですから、値上げから生まれる収益は、運転手の低賃金と長時間労働の解消に直接効果のある方法として、運賃の値上げ分の収益は直接運転手の賃上げと長時間労働の短縮のために使われるようにし、バス会社の収支の改善策には、札幌市が路線バスに対する赤字補填事業を継続・改正するとともに、新たな抜本的補助・支援制度を確立することによってなされるべきものと考えます。バス運賃を30円値上げすると、単純試算でも年間22億円の増収が見込まれます。この金額は札幌の路線バス運転手の年収を100万円アップできる金額です。

- (3) 2023年12月8日から約一か月間、札幌市が行った「運賃改定に関するアンケート」に813件の声が寄せられましたが、札幌市はその集計結果を「運賃改定と関係のないものが4%、値上げに賛成が70%、反対が22%」と発表し、値上げについて市民理解を得たとしています。しかし、肝心なことは、市民意見を賛成反対に分類することではなく、賛否を問わず寄せられた意見の全体から市民が何を求めているか市民の声を聞き取ることです。そもそもこのアンケート調査に設問が無く、賛成反対を問うものではありませんでした。

札幌市が賛成と分類した回答は「運転手の確保と待遇改善のために値上げは必要だ」、「便数の維持・増便されるならば値上げも仕方ない」などの切実な希望を述べた条件付き賛成のものが多数です。

- (4) 札幌市は値上げ額とその実施時期を決めましたが、その実施までに約10か月間の猶予があります。その間に運賃値上げに当たって寄せられた条件をどのように満たすのか、その責任が札幌市に問われています。バス運賃を値上げすることによって、どのようにして運転手を確保し、どのようにして便数の回復を行うのか、その具体策が求められています。そのことを市民に説明し市民の納得を得て値上げを2024年12月から実施することが必要であり、少なくとも市民の代表としての札幌市議会の同意を得て実施することが必要と考えます。しかし、現在の札幌市の具体策の検討状況は貧しく、運転手の確保の数値目標も明らかでなく、バス会社任せであり、便数の回復や路線の回復のために値上げを認める市民の声に対し、「効率的な運行」、「路線再編による運行の効率化」を今後の基本計画としており、このままでは値上げの理由と施策が相反することになります。

市民からの要望に対する具体的な解決策を決めないまま、また、札幌市内のバス運賃の値上げを市議会の同意もなく「協議運賃」として決めてしまったことはとても認められるものではありません。

(むすび) 札幌市の市民と議会、行政の役割や関係について「札幌市自治基本条例」の第5条に「まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。」と定められています。

公聴会も開催せず、市民との対話も行わず、議会の同意も得ないままの手続きは、札幌市の基本条例に違反しているのではないのでしょうか。札幌市議会として札幌市に本件陳情の要旨を求めていただきたく陳情いたします。